

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備案についての意見募集

－電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令に係る省令等－

に対する意見提出者一覧

計 4件

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者
1	日本通信株式会社
2	株式会社NTTドコモ
3	KDDI株式会社
4	ソフトバンク株式会社

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備案についての意見募集

－電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令に係る省令等－

に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

<p>意見1 「特定関係法人」に含まれる「関連会社等」の定義に関して、議決権のみで判断するのではなく、取締役の就任状況等、実質的な支配の有無を踏まえて判断することとした本案は、企業グループの態様に即した定義であり賛同。【諸問事項】</p>	<p>考え方1</p>	<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>
<p>【対象】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第4条の2の2 及び 電気通信事業法関係審査基準の一部改正案 第5条の4 及び 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件の告示案</p> <p>【意見】 「特定関係法人」に含まれる「関連会社等」の定義に関して、自己(子会社を含む)が1/5以上1/3以下の議決権を保有する会社については、議決権のみで「関連会社等」に該当するか否かを判断するのではなく、取締役の就任状況等、実質的な支配の有無を踏まえて判断することとした本案は、企業グループの態様に即した定義であり賛同致します。 この点、「特定関係法人」は改正電気通信事業法第30条第3項第2号に規定される不当な優遇禁止の対象となりうるところですが、前述の定義により、実質的な支配の有無を踏まえてその対象となる事業者を判断することは、当社の「自己の関係事業者」以外の事業者との異業種連携の促進やイノベーション創出を目的として禁止行為規制を緩和することが適当とされた「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 答申」の趣旨にも適うものと考えます。 当社は引き続き公正競争を遵守し、広範囲の異業種のプレーヤーとのコラボレーションを推進し、イノベーション促進及び利用者利便の向上に取り組み、産業競争力・国際競争力の向上に貢献する所存です。 先般禁止行為規制ガイドラインにおいて、「電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者」の指定基準として、各市場における契約数5万件以上とする閾値が新たに規定されたところですが、今後の市場環境の変化を踏まえて当該指定基準の妥当性を検証するなど、引き続き市場の実態に照らして過度な規制とならぬよう、見直していただきたいと考えます。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>・ 賛同の意見として承る。</p>	<p>無 (賛同意見のため)</p>
<p>意見2 「関連会社等」については、会社法で定める会社計算規則や金融商品取引法で定める財務諸表等規則においても、会社同士の帰属関係や結合関係を規定しており、本省令案でも、これらと異なる基準を用いる特段の理由はないため、会社計算規則や財務諸表等規則と同様の基準を用いるべき。</p>	<p>考え方2</p>	<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>

【対象】

電気通信事業法施行規則の一部改正案 第4条の2の2

【意見】

「関連会社等」については、会社法で定める会社計算規則や金融商品取引法で定める財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「財務諸表等規則」といいます。)においても同様の規定があり、これらの規則においても、今回の改正政令と同様に、財務や事業の方針に対して重要な影響を与える会社を関連会社等と定義しているところです。しかしながら、本省令案における「関連会社等」の具体的な基準については、以下【参考】のとおり、これらの規則における基準とは異なっています。いずれの法令も、会社同士の帰属関係や結合関係を規定していることに鑑みれば、本省令案においてこれらの規則とは異なる基準を用いる特段の理由はないものと考えます。

また、「関連会社等」の基準を定めるにあたっては、電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者が、本省令で規定される「関連会社等」を含む特定関係法人の中から指定されることにも留意する必要があります。モバイル市場における禁止行為規制適用事業者はNTTドコモであり、その「関連会社等」に該当する電気通信事業者の範囲が他の法令と比べて狭くなった場合、NTTドコモやそのグループ会社が、特定関係法人に該当しない電気通信事業者を不当に優遇すること等により、公正な競争環境を阻害するおそれが高まります。この点からも、本省令案における「関連会社等」の基準については、会社計算規則や財務諸表等規則と同様の基準を用いることが適切と考えます。

【参考】各法令等における「関連会社等」の基準

<本省令案>

・第一号

会社等(当該会社等の子会社等を含む。)が子会社等以外の他の会社等(破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この条において同じ。)の議決権の三分の一を超えて自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等

・第二号

会社等(当該会社等の子会社等を含む。)が子会社等以外の他の会社等の議決権の五分の一以上三分の一以下を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの(後略)

・第三号

会社等(当該会社等の子会社等を含む。)が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の三分の一を超えて保有している場合(当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。)における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イ又はロに掲げる要件のいずれかに該当するもの(後略)

<会社計算規則第二条第四項>

・第一号

他の会社等(次に掲げる会社等であつて、当該会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の二十以上である場合

・第二号

他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の十五以上である場合(前号に掲げる場合を除く。)であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合(後略)

・第三号

他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。)の割合が百分の二十以上である場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

・ 各法律における規制対象の範囲は、各規制の趣旨・内容等に照らし、個別に判断されるべきものである。

・ 御指摘の会社計算規則や財務諸表等規則における関連会社の定義は、企業集団の財務諸表を作成する上で、その財政状況及び経営成績を明らかにするために当該企業集団に含めることが必要な者か否かという観点から規定されたものである。

他方、本省令案の関連会社等の定義は、移動通信市場の市場支配的事業者に対し不当な優遇を禁止することが必要な者か否か等の観点から規定したものであり、会社計算規則等とはその趣旨等が異なるため、会社計算規則等と同様の基準を用いる必要はないと考える。

無

(後略)

<財務諸表等規則第八条第六項>

・第一号

子会社以外の他の会社等(民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。)の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

・第二号

子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合(後略)

・第三号

自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合(後略)

<企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針>

企業結合審査の対象となる行為類型において、「株式発行会社の総株式の議決権に占める株式所有会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権を合計した議決権の割合が20%を超え、かつ、当該割合の順位が単独で1位となる場合」との規定がある。

【KDDI 株式会社】

【対象】

電気通信事業法施行規則の一部改正案 第4条の2の2 第1号

【意見】

今般の電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」)の改正において、電気通信事業法施行令(以下「施行令」)第1条第2項に定める「関連会社等」の定義に係る形式基準が、従前より企業会計において一般に適用されてきた「関連会社」の基準よりも狭く設定されたことについて、直ちに修正されることを求めます。

企業会計においては、

- ◆会社計算規則 第2条第3項第18号及び同条第4項第1号
- ◆財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 第8条第5項及び同条第6項第1号
- ◆企業会計基準委員会が定める「持分法に関する会計基準(企業会計基準第16号)」

第5項及び第5-2項(1)

上記のいずれにおいても、「関連会社」の形式基準は『議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合』とされており、その所有割合を三分の一以上としているものではありません。これらは取りも直さず、『議決権の100分の20以上を所有されている関係においては、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる』ことを指しているものであり、その影響力は、企業会計を離れて電気通信分野において鑑みたとしても、薄まることは決してあり得ません。それにも関わらず、施行令及び施行規則において、広く一般に認識されている基準よりも狭い基準を用いることが許容される、合理的な理由は存在しません。

そもそも、条文の解釈にあたっては、国民の期待に反しないよう、その文言の素直な国語的意味を尊重すべきであり、また、他の条文との整合性も考慮されるべきものと考えます。この点、企業会計一般に用いられてきた「関連会社」という文言に対して、施行令において「関連会社等」と言う表現を用いているにもかかわらず

<p>ず、施行規則による規定では、「関連会社」の意味するところよりもその指す範囲が狭くなるということは、通常の観念による解釈と乖離しており、その文言の素直な国語的意味が尊重されているとは言えません。加えて、電気通信分野のみが、他の法令において従前から広く一般に適用されてきた法令解釈との整合性を考慮せず、特殊な基準・解釈を用いることは、強い違和感が感じられるとともに、混乱を招くものであると考えます。</p> <p>一般の電気通信事業法(以下「法」)改正において、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するという観点から、法第 30 条に定める禁止行為規制が緩和されました。しかしながら、公正な競争の促進という観点においては、引き続き特定の事業者を不当に優先的に取扱う行為は規制の対象となるべきであり、その点においては何ら従前と変わるところではありません。</p> <p>以上より、直ちに施行規則における「関連会社等」の基準を、広く一般に適用されてきた基準に準じて見直し、修正されることを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>		
<p>意見3 退職後の動向を把握できないような社員は、自己が影響を与えることができるとは言えないことから、退職社員が複数名取締役役に就任し規定以上の議決権を有しているものの、当社がグループ会社だと認識していない会社等は、関連会社に該当しないと考えてよいか。</p>	<p>考え方3</p>	<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>
<p>【対象】 電気通信事業法施行規則の一部改正案 第 4 条の 2 の 2</p> <p>【意見】 「当該会社等の役員、執行役、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであった者」については、自社を自己都合退職した社員も含まれると読めるため、退職後の動向を把握できない状況が想定されます。</p> <p>企業会計における関連会社等の基準については、企業会計基準委員会の「企業会計基準適用指針第 22 号連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」※(以下「企業会計基準運用指針」)に以下の規定があり、「自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる」か否かが重要な判断材料になると考えられます。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊密な者(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより 自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者) ・ 両者の関係に至った経緯、両者の関係状況の内容、過去の議決権の行使の状況、自己の商号との類似性等を踏まえ、実質的に判断する」 <p>【対象の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (3) 自己の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている当該他の企業 ・ (4) 自己の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本省令案の関連会社等の定義では、自己(子会社を含む)が1/5以上1/3以下の議決権を保有する会社については、議決権だけでなく人的な支配関係も併せ考慮することとし、退職した役員・社員等が当該会社の取締役の1/5超を占有すること等を追加要件としている。 ・ この定義では、単に退職した役員・社員等が当該会社の取締役の1/5超を占有するだけではなく、当該退職した役員・社員等に対し、自己が当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができることを要件としている。 ・ 御指摘の事例のような退職後の動向が把握できないような社員についても、自己が影響を与えることができる者(関連会社等)かどうかを個別事例ごとに実質的に判断することになると考える。 	<p>無</p>

事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、代表権のある役員として派遣されており、かつ、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の相当数（過半数に満たない場合を含む。）を占めている当該他の企業

この企業会計運用指針を参考に本改正案の「緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」について解釈すれば、退職後の動向を把握できないような社員は自己が影響を与えることができるとは言えないことから、退職社員が複数名取締役就任し規定以上の議決権を有しているものの当社がグループ会社だと認識していない会社等については、関連会社には該当しないと考えてよろしいかご教示願います。

※https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/spe-tanki/spe-tanki_4.pdf

【ソフトバンク株式会社】